

第118期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）

午前9時30分

（受付開始：午前8時30分）

場所

東京都板橋区舟渡四丁目10番1号

当社本店（板橋工場）会議室

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収への対応方針）継続の件	
第5号議案 補欠監査役2名選任の件	
事業報告	27
連結計算書類	48
計算書類	50
会計監査人の監査報告	52
監査役会の監査報告	56

株 主 各 位

証券コード：5491
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

東京都板橋区舟渡四丁目10番1号
日本金属株式会社
取締役社長 下 川 康 志

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nipponkinzoku.co.jp/investor-relations/soukai>



また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載して
おりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名
（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、
ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本株主総会に当日ご出席いただけない場合は、**書面（郵送）又は電磁的方法（インター
ネット等）により事前に議決権を行使することができますので**、お手数ながら後記の株主総会参
考書類をご検討のうえ、**2025年6月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください**
ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前9時30分
2. 場 所 東京都板橋区舟渡四丁目10番1号 当社本店（板橋工場）会議室
3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第118期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収への対応方針）継続の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

本年より、株主総会にご出席の株主様への来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会終了後休憩を挟み、短い時間ではございますが、当社へのご理解を深めていただき、また、当社役員との交流と対話促進の場として、株主懇談会を開催する予定です。

なお、飲食物の提供は行いません。

今後の状況変化に応じて、株主総会の運営方法について変更などがある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponkinzoku.co.jp>）に掲載させていただきます。

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

なお、本株主総会に当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年 6 月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

（詳細は4頁をご覧ください。）



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年 6 月26日（木曜日）午後5時30分まで

- ① 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 2025年 6 月27日（金曜日）午前9時30分

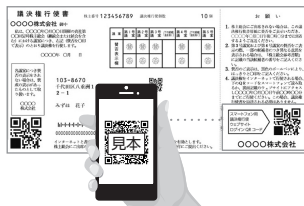
場 所 当社本店（板橋工場）会議室

（巻末の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

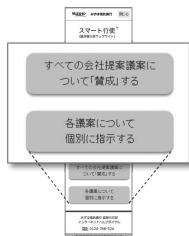
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



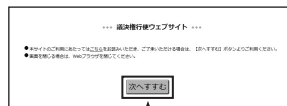
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

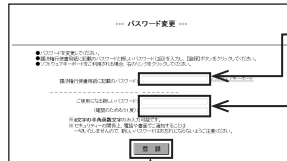
- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後機動的な資本政策を遂行できるように、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> (第 7 条新設のため、以降は 1 条ずつ繰り下げる。)

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員の任期が満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制の構築を図るべく、取締役を2名減員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	当社における地位 氏名	管掌分野	独立性	性別	2025年 6月27日 株主総会終結時点		取締役が有する主な経験、専門性等								保有 資格 Ph.D.	
					年齢	在任 年数	企業 経営	財務・ 会計	製造・ 品質	技術・ 研究開発	営業・ マーケ ーティング	法務・ リスク マネジ メント	グロー バルビ ジネス	人事・ 労務・ 人材 開発		
1	取締役社長 下川 康志	管理本部		男性	68歳	11年	○	○				○	○	○	○	
2	専務取締役 原田 喜弘	製販本部		男性	65歳	8年	○			○	○	○		○		
3	常務取締役 山崎 修	技術本部		男性	63歳	5年	○			○	○					博士号 (工学)
4	社外取締役 小川 和洋		独立	男性	66歳	10年	○	○								公認 会計士 税理士
5	社外取締役 永塚 良知		独立	男性	60歳	4年	○						○			弁護士
6	社外取締役 假屋 ゆう子		独立	女性	65歳	3年	○			○						薬剤師
					スキル 保有者数		6人	2人	3人	2人	2人	2人	2人	1人		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しも かわ やす し 下 川 康 志 (1957年1月29日生) 再任	1980年 3 月 当社入社 2006年 4 月 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門東京支店長 2009年 4 月 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門副部門長 2010年 4 月 当社執行役員 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門長 2012年 4 月 当社常務執行役員 2013年 4 月 当社管理部門副部門長 2014年 6 月 当社常務取締役 2015年 4 月 当社管理部門長 2017年 4 月 当社取締役社長（代表取締役）（現任） 2025年 4 月 当社管理本部長（現任）	20,700株
2	はら だ よし ひろ 原 田 喜 弘 (1959年11月2日生) 再任	1982年 4 月 新日本製鐵株式會社（現 日本製鐵株式會社）入社 2012年 7 月 同社名古屋支店副支店長 2015年 6 月 当社入社 当社常務執行役員 当社技術部門副部門長 2017年 4 月 当社技術本部長 2017年 6 月 当社常務取締役 2020年 4 月 当社専務取締役（現任） 当社生産本部長 当社生産本部製造部門長 2025年 4 月 当社製販本部長（現任）	4,800株
3	やま ざき おさむ 山 崎 修 (1962年2月17日生) 再任	1985年 3 月 当社入社 1997年 4 月 大阪大学大学院工学研究科博士課程入学 2000年 3 月 大阪大学大学院工学研究科博士課程修了 工学博士号取得 2014年 4 月 当社技術部門技術研究所長 2015年 4 月 当社執行役員 2017年 4 月 当社常務執行役員 当社技術本部技術部門長 2020年 4 月 当社技術本部長（現任） 2020年 6 月 当社常務取締役（現任）	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	おがわ かず ひろ 小川和洋 (1959年4月14日生) 再任 社外 独立	1988年3月 公認会計士登録 2004年7月 小川和洋会計事務所開業 同事務所代表（現任） 2004年11月 税理士登録 2005年6月 当社社外監査役（2009年6月退任） 2008年6月 東京日産コンピュータシステム株式会社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2016年7月 株式会社ハナツアージャパン社外監査役	1,000株
5	なが つか よし とも 永塚良知 (1965年3月30日生) 再任 社外 独立	1996年4月 第一東京弁護士会登録 2010年3月 永塚パートナーズ法律事務所開設 2013年7月 日章鋳螺株式会社社外監査役（現任） 2016年6月 サンユー建設株式会社社外取締役（現任） 2019年2月 日本弁護士連合会事務次長 2021年3月 オンコリスバイオフーマ株式会社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2021年9月 光和総合法律事務所パートナー弁護士（現任）	0株
6	かり や こ 假屋ゆう子 (1960年4月15日生) 再任 社外 独立	1983年4月 鳥居薬品株式会社入社 1983年6月 薬剤師登録 2007年4月 同社お客様相談室長 2012年6月 同社執行役員信頼性保証グループリーダー 2013年6月 同社取締役信頼性保証グループリーダー 2020年3月 同社常勤顧問 2021年7月 国際医療福祉大学医学部耳鼻咽喉科研究推進アドバイザー 2022年6月 関東電化工業株式会社社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任） 2024年3月 株式会社Welby社外取締役（監査等委員）（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、各氏との間の責任限定契約の継続を予定しております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害等を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期中中に同内容での更新を予定しております。

4. 小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 小川和洋氏は、人格識見に優れ、公認会計士としての高度な会計知識を有しており、当社社外監査役経験者であります。また、同氏は2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には公認会計士及び他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。
6. 小川和洋氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
7. 永塚良知氏は、人格識見に優れ、弁護士としての高度な法律知識を有しております。また、同氏は2021年6月29日開催の第114期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には弁護士及び他社社外取締役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。
8. 永塚良知氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
9. 假屋ゆう子氏は、人格識見に優れ、経営者としての豊かな経験と高度な見識を有しております。また、同氏は2022年6月29日開催の第115期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には他社で培われた経営全般に関する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。
10. 假屋ゆう子氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役進藤紀充氏が本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
やま した まさ し 山下 匡史 (1961年6月26日生) 新任	1984年 3 月 当社入社 2009年 4 月 当社加工品事業本部加工品製造部門福島工場長 2013年 4 月 当社加工品事業本部加工品営業部門加工品営業部長 2014年 4 月 当社執行役員 当社加工品事業本部加工品営業部門長 2015年 4 月 当社加工品事業本部加工品営業開発部長 2016年 4 月 当社常務執行役員 2017年 4 月 当社開発・営業本部長 当社開発・営業本部営業部門長 2017年 6 月 当社常務取締役 2020年 4 月 当社専務取締役 当社開発・営業本部開発部門長 2025年 4 月 当社取締役（現任）	5,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害等を補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、当初2007年3月7日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、直近では2022年6月29日開催の当社第115期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、2025年6月開催予定の第118期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、①当社の製造する製品は自動車や電子部品など様々な分野において必要不可欠な部材として採用されており、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為により当社事業の遂行に支障をきたすと、製品供給の停滞などにより顧客に多大な影響を及ぼす可能性があること、②当社は現在「中長期的な企業価値の向上と株式市場での適正な評価を得て当社株価を上昇させる」重要な取り組みの遂行過程にあり、今後も完遂に向け経営資源を集中させて取り組みを推進していく必要があることなどを踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、当社株式の大規模買付行為への対応策を継続する必要があると判断いたしました。

そこで、2025年5月23日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しました。

つきましては、本プランを2028年6月開催予定の第121期定時株主総会終結の時までの3年間引き続き継続いたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの継続にあたり、一部文言の整理等を行っておりますが、基本的なスキームにつきましては現プランからの変更はありません。

本プランの内容等につきましては以下のとおりとなっております。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入され、継続してきた買収への対応方針を継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分又は不適当であるもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収への対応方針として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外監査役から選任します。また、必要に応じて社外有識者(注)からの選任も視野に入れております。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員は、別紙3「独立委員会委員候補者の略歴」に記載の5名が就任する予定であります。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4. (1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたし

ます。大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとし
ます。

- ①大規模買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。）
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたとうえで（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を選択した場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無

償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤ 買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、株主の皆様にご利益を当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社又は当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合
- ⑦ 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実現可能性買付け後における当社又は当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

本プランにおいては、上記5. (1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保

するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討したうえで上記 4. (3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記 5. (1)で述べた対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情も合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記 5. (1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご

判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5．に記載した具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時・適切に開示いたします。

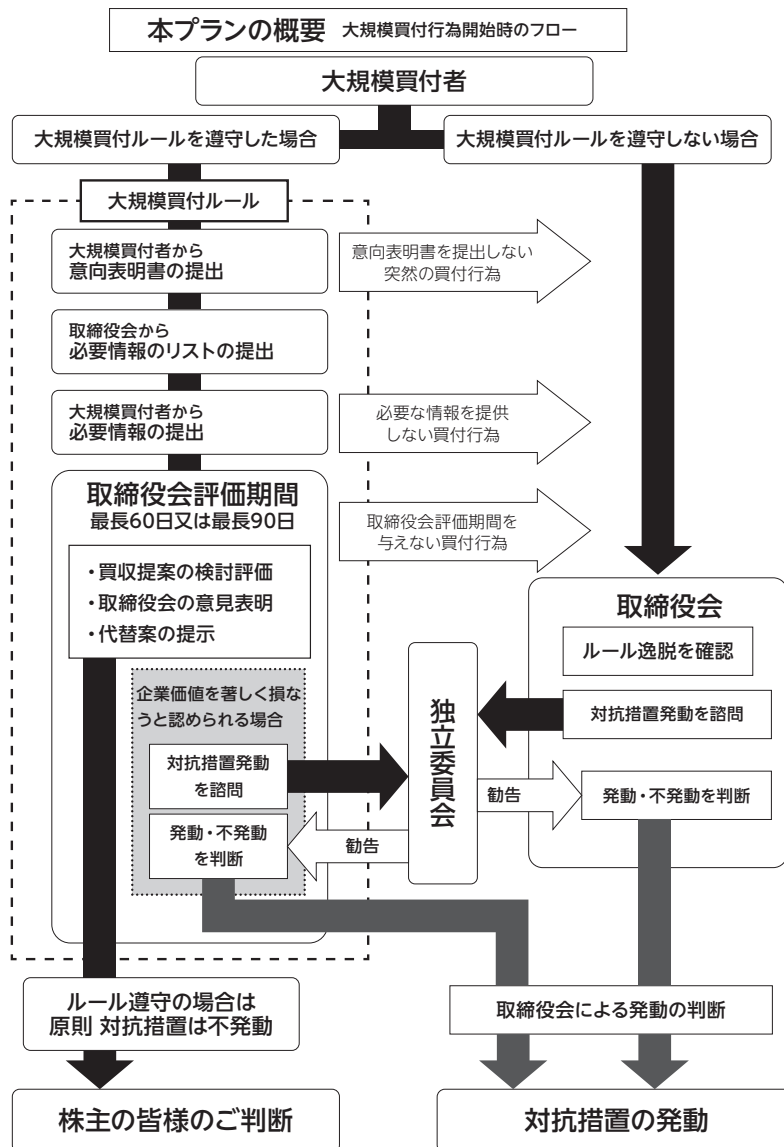
7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期間は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2028年6月開催予定の第121期定時株主総会）終結の時までとします。

また、本プランは、本株主総会において継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役又は社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会委員の任期は、2028年6月開催予定の第121期定時株主総会終結の時までとする。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用負担により必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会委員候補者の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

小川 和洋 (1959年4月14日生まれ)

(略歴)

1988年 3 月 公認会計士登録
2004年 7 月 小川和洋会計事務所開業、同事務所代表 (現任)
2004年11月 税理士登録
2005年 6 月 当社社外監査役 (2009年6月退任)
2008年 6 月 東京日産コンピュータシステム株式会社社外監査役
2015年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2016年 7 月 株式会社ハナツアーージャパン社外監査役

永塚 良知 (1965年3月30日生まれ)

(略歴)

1996年 4 月 第一東京弁護士会登録
2010年 3 月 永塚パートナーズ法律事務所開設
2013年 7 月 日章鋳螺株式会社社外監査役 (現任)
2016年 6 月 サンユウ建設株式会社社外取締役 (現任)
2021年 3 月 オンコリスバイオフィーマ株式会社社外監査役
2021年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2021年 9 月 光和総合法律事務所パートナー弁護士 (現任)

假屋 ゆう子 (1960年4月15日生まれ)

(略歴)

1983年 4 月 鳥居薬品株式会社入社
1983年 6 月 薬剤師登録
2012年 6 月 同社執行役員信頼性保証グループリーダー
2013年 6 月 同社取締役信頼性保証グループリーダー
2020年 3 月 同社常勤顧問
2022年 6 月 関東電化工業株式会社社外取締役 (現任)
当社社外取締役 (現任)
2024年 3 月 株式会社Welby社外取締役 (監査等委員) (現任)

砂山 晃一 (1957年9月5日生まれ)

(略歴)

1981年 4 月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
2005年 8 月 同行法務部長
2010年 4 月 同行執行役員法務部長
2012年12月 株式会社丸山製作所社外監査役
2015年12月 同社社外取締役 (監査等委員)
2020年 3 月 株式会社共和電業社外取締役 (監査等委員)
2020年11月 株式会社ビックカメラ社外取締役 (監査等委員) (現任)
2022年 6 月 当社社外監査役 (現任)

筆原 一晃（1967年3月4日生まれ）

（略歴）

1995年 3 月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社
2001年 1 月	筆原公認会計士事務所開業 同事務所所長（現任）
2011年 6 月	ビジネスソリューションパートナーズ株式会社（現 株式会社企業財務研究所） 設立 同社代表取締役（現任） ジーエルサイエンス株式会社社外監査役
2015年 6 月	同社社外取締役（監査等委員）
2022年 9 月	株式会社デュアルトップ社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年 4 月	当社社外監査役（現任）

上記5氏と当社の間には特別な利害関係はありません。なお、当社は上記5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもって、2024年6月27日開催の第117期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役選任の効力が失効しますので、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであり、加藤寛氏は非社外監査役の補欠の監査役候補者として、豊島絵氏は社外監査役のいずれかが欠けた場合の補欠の社外監査役候補者であります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	加藤 寛 (1962年11月22日生)	1985年 3月 当社入社 2006年 4月 当社鋼帯営業部門大阪支店福岡営業所長 2016年10月 当社内部統制室主幹 2022年 4月 当社監査役室主幹待遇 2023年 1月 当社監査役室シニアスタッフ（現任）	1,200株
2	豊島 絵 (1977年2月4日生) 社外 独立	2000年 4月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社 2005年12月 株式会社jig.jp社外監査役（現任） 2009年 1月 株式会社TMS代表取締役（現任） 2012年11月 上海豊矩管理諮詢有限公司董事長（現任） 2013年 7月 アルテック株式会社社外監査役（現任） 2016年 9月 台湾豊矩管理諮詢有限公司董事長（現任） 2018年10月 税理士法人TM総合会計事務所代表社員（現任） 2020年10月 みさき監査法人代表社員（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 豊島絵氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
4. 豊島絵氏は補欠の社外監査役候補者であり、また、東京証券取引所が定める独立役員の補欠候補者であります。
5. 豊島絵氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、人格識見に優れ、公認会計士として高度な会計知識を有しており、当社監査においても十分にその能力を発揮いただけるものと判断いたしましたことによるものです。

以 上

事業報告

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、実質賃金の改善やインバウンド消費の拡大など緩やかに持ち直している一方で、物価高騰により個人消費が伸び悩み、建築分野では建設コストの上昇や人材不足による計画の見直しなど不安定な状況が継続いたしました。また、世界経済は、不動産市場や個人消費の停滞などを背景に中国経済での回復が遅れており、ウクライナや中東地域での地政学的リスクの長期化に加え、米国による自動車・鉄鋼製品などへの追加関税政策など、経済の先行きに対する不透明感が増す状況が継続しております。

ステンレス業界におきましては、当社グループの主要な市場である自動車分野において、国内では自動車メーカーの認証問題により自動車生産台数が低迷し、海外では中国市場の停滞や世界的に普及が進むEV化への対応が遅れた日本車の販売が減速するなど、厳しい事業環境が継続いたしました。

このような状況のもと、当社グループでは、原材料、エネルギー、副資材、物流などの高騰する諸コストを適時反映させた販売価格の是正、販売費及び一般管理費を含む事業コストの徹底した削減、生産効率や品質の改善など全社的な収益改善活動を継続してまいりましたが、自動車分野を中心とした需要回復の遅れにより生産・販売数量が大幅に減少した影響をカバーするには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は前期と比べ1億1千2百万円(0.2%)減収の512億9千8百万円となりました。損益面につきましては、営業損益は1億8千9百万円の損失(前期は10億9千5百万円の損失)、経常損益は4億7千4百万円の損失(前期は12億6千1百万円の損失)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、遊休地の譲渡による固定資産売却益18億2千2百万円を計上したものの、本社ビルの譲渡による特別利益として固定資産売却益42億3千2百万円を計上した前期に比べ8億4千1百万円(54.5%)減益の7億3百万円の利益となりました。

当期の期末配当に関しましては、固定資産売却益を特別利益に計上したことなどにより利益計上できたものの、事業による営業損益の悪化に対する運転資金の手当てや新規事業に対する投資等の資金に備えるため、誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。

以下、事業別にご報告申し上げます。

みがき帯鋼事業

冷間圧延ステンレス鋼帯につきまして、当社の主力製品である自動車関連用途の国内向けは、下半期からは自動車メーカーの認証問題が解消に向かいましたが、新型車の型式指定の取得に時間がかかるなど新型車の投入がずれ込んだことなどにより、販売が伸びない結果となりました。また、海外向けでは、特に当社の主力輸出先である中国で当社製品のシェアが高い欧米車・日本車の非EV車からEV車、PHV車などの新エネ車へのシフトが進むなど、販売が低迷したことに加え、現地ステンレスメーカーが低コストを武器にシェアをさらに拡大したこともあり、主にモール向けの販売数量が大幅に減少しました。一方で、AIの普及によるデータセンターの拡大でサーバー用ハードディスクや精密ベアリング用途、ゲーム機や自動車、家電で使用するコイン電池、新型ゲーム機向け機構部品などの電子部品関連の販売が回復しました。また、メタリック感を活かした黒加飾ステンレス鋼（ファインブラック）は、国内大手自動車メーカーの高級車（SUV・ミニバン）の外装モール用材への採用がさらに増加しました。2026年3月期以降、黒加飾ステンレス鋼は新製品のマット調（艶消し）ファインブラック仕様も採用が決定しており、今後さらに数量が拡大する見通しです。その他、医療関連は注射針用材でインスリンや肥満防止薬の注射針用途での需要増に伴うユーザーでの設備増強で、国内及び中国、インド向けで増加しております。当社の独自製品や独自技術に対する国内外の需要家への認知度向上を図るため、既存の販売ルートに加えて、プレスリリースを活用した国内、海外への情報発信を積極的に実施した結果、自動車関連がインドや東南アジア、医療関連が欧州や中国、インド向けに受注を拡大しています。

みがき特殊帯鋼につきましては、ステンレス鋼帯と同様に自動車関連の販売数量が減少しました。また、主に建屋内装で使用する刃物用途で北米市場の政策金利引き上げを受けた住宅販売件数の減少に伴う販売減もあり、全体として販売数量は伸びを欠く結果となりました。

原材料価格やエネルギー・副資材などの製造コストの上昇に対しては、全ての変動要因に対し販売価格へ反映させる指標を策定し、継続的に販売価格の是正に加えて、労務費増や物流費増などについても、国が示す「労務費転嫁の指標」及び「トラック運送事業の新しい標準的運賃」に基づき、販売価格の是正を進めました。さらに低収益品の販売価格の是正や差別化製品のエキストラ改定など、付加価値に見合った価格へ是正を進め、収益の維持に努めました。販売数量の大幅な減少による業績の悪化を避けることはできませんでした。

以上の結果、みがき帯鋼事業の売上高は、前期と比べ9千2百万円（0.2%）増収の411億3千6百万円、営業損益は6億1百万円の利益（前期は4億1千8百万円の損失）となりました。

加工品事業

福島工場取扱製品につきましては、主力製品である自動車駆動部品用高精度異形鋼が自動車電動化の影響を受けた大幅な需要減を受け販売が減少しました。自動車駆動部品用高精度異形鋼は、需要減を受けた需要家の購買方針の決定を受け、2025年3月期の契約数量販売をもって終息することが決定しております。一方、半導体装置向けの産業機器製品や当社フォーミング部材が国の補助金制度を活用した住宅リフォームに継続採用されていることもあり堅調に推移しました。また型鋼製品は市場が縮小する中で、治水関連やエネルギー(LNG)関連用途などの獲得に加え、当社独自製品である異形鋼（Iバー）の販売が伸びたことで前年同様の販売を維持しました。その他、原材料価格や製造コストの上昇に対しては、鋼帯製品と同様に販売価格の是正を進めました。

岐阜工場取扱製品につきましては、自動車関連で内燃機関(ICE)を有する自動車向け部品の販売減少が継続しましたが、文具向けでは当社ユーザーの製品在庫調整が完了し、受注は回復しております。また、医療機器、計測機器、分析機器や半導体製造装置向けで、従来の加工技術をさらに細径まで深化させ開発した内面高精度管が品質やコスト優位性及び米中貿易摩擦を背景として中国向け引き合いが拡大をしております。その他、生産時に使用する副資材の高騰に対する販売価格の是正も進めました。

以上の結果、加工品事業の売上高は、前期と比べ2億5百万円（2.0%）減収の101億6千2百万円、営業利益は前期と比べ2億4千1百万円（43.4%）減益の3億1千5百万円となりました。

(2) 事業別売上高

事業	第117期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日		第118期 (当連結会計年度) 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
みがき帯鋼事業	41,043	79.8	41,136	80.2	92	0.2
加工品事業	10,367	20.2	10,162	19.8	△205	△2.0
合計	51,411	100.0	51,298	100.0	△112	△0.2

※表中の「△」は、マイナスを表します。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等総額は16億2千4百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備（みがき帯鋼事業）

なお、設備投資資金は自己資金で賄いました。

2) 当連結会計年度継続中の主要設備新設、拡充

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備（みがき帯鋼事業）

なお、設備投資資金は自己資金で賄いました。

3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当社

遊休地 土地の売却

(4) 対処すべき課題

世界経済は、ウクライナや中東地域などで不安定な国際政治情勢が続いていることに加え、米国を中心とした保護貿易政策の拡大、原材料・エネルギー・副資材・物流の価格の高止まりなどのインフレ圧力も継続し、不透明な状況が続くことが予想されます。国内経済におきましても、実質賃金の上昇を受けて個人消費が持ち直し、緩やかな景気回復が継続することが予想されるものの、コストプッシュ要因での諸コストの上昇や金融政策の見直しによる政策金利の上昇などが見込まれます。また、中長期的にも、産業構造の変化や国際競争の激化など、今後も厳しい事業環境が続くものと想定しております。

このような状況の中、引き続き原材料などの諸コスト上昇を反映させた販売価格の是正、徹底したコストダウン、品質向上、生産効率の改善など全社的な収益改善活動を継続し、業績の向上に努めてまいります。

次期の見通しにつきましては、当連結会計年度において継続した国内サプライチェーン間での自動車部品の在庫調整が進展し、需要の回復が見込まれますが、EV化が加速的に伸長する海外での非EV車の販売不振や、中国経済の成長率鈍化などを背景とする世界経済の停滞予想により、当社グループの事業環境は不透明で厳しい状況が継続すると見込まれます。また、原材料などの諸コストの上昇等を反映させた販売価格の是正につきましても、その価格が反映されるまでのタイミングの遅れなどもあり、業績の本格的な改善は下期にずれ込むものとの予想から、第2四半期（累計）では損益が均衡するに留まるものの、通期における連結業績の売上高は534億円、営業利益9億円、経常利益6億円、親会社株主に帰属する当期純利益5億円としております。当社グループとしましても、できる限りの対策を取って業績の早期改善に努めてまいります。

なお、当社グループは、第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」（10カ年計画）の「ターゲットアイテム拡大・事業化」と「高収益体質の実現」をコンセプトとした第3フェーズ（2025年度～2029年度）のスタート年度となる第119期を迎えました。『人と地球にやさしい新たな価値を共創するMulti & Hybrid Material企業』をビジョンに掲げ、生活様式や次世代技術が急速に変化していくことが予測される中、「マルチ&ハイブリッドマテリアル（多種多様な素材を活用する）」、「ニアネットシェイプ（最終製品形状に近い複雑な成形加工を実現する）」、「ニアネットパフォーマンス（最終製品に要求される性能を素材・部材で実現する）」をキーワードに、当社の原点である圧延技術と加工技術を極め、新たなニーズに対応する新技術・新製品を主力に事業構造を変革し、当社独自の環境配慮製品であるエコプロダクトの販売強化など、競合他社との差別化を図ってまいります。さらに、全てのお客様、取引先並びに当社グループ会社とのリレーションシップを深化させていくことで、さらなる成長を目指してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況が続いておりますが、これらの課題を実行・実現し、揺るぎない収益基盤の確立を目指し活動してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第115期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	第116期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第117期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第118期 (当連結会計年度) 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売 上 高 (百万円)	49,117	52,566	51,411	51,298
経 常 利 益 (百万円)	1,337	1,283	△1,261	△474
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,517	916	1,545	703
1株当たり当期純利益 (円)	376.10	136.94	230.84	105.08
総 資 産 (百万円)	72,179	73,874	75,085	69,897

※ 表中の「△」は、損失を表します。

(6) 重要な子会社の状況

重要な子会社、関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
日金スチール株式会社	百万円 300	% 100.0	冷間圧延ステンレス鋼帯・みがき特殊帯鋼の販売
日金精整テクノックス株式会社	100	100.0 (※1)	鋼材の切断加工及び梱包
日金電磁工業株式会社	60	100.0	電磁機器・磁性材料の製造及び販売
NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	百万タイバーツ 116	100.0 (※2)	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売
NIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.	百万マレーシアリングギット 5	100.0	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売

※1 発行済株式総数の97.2%を当社が保有し、2.8%を日金スチール(株)が保有しております。

※2 発行済株式総数の92.9%を当社が保有し、7.1%を日金スチール(株)が保有しております。

上記に掲げた重要な子会社を含め7社が連結子会社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主 要 製 品
みがき帯鋼事業	冷間圧延ステンレス鋼帯、みがき特殊帯鋼、マグネシウム合金帯の製造及び販売
加工品事業	型鋼・精密異形鋼等ロール成形品、ステンレス精密細管、電磁製品の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社事務所	東京都港区	板橋工場	東京都板橋区
大阪支店	大阪市中区	岐阜工場	岐阜県可児市
名古屋支店	名古屋市中区	福島工場	福島県白河市

② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
日金スチール株式会社	東京都港区	NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
日金精整テクノックス株式会社	東京都板橋区	NIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
日金電磁工業株式会社	埼玉県川口市		

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前 期 末 比 増 減
828名	27名減

② 当社従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
559名	15名減	40.0才	16.7年

(注) 上記従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	6,640百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,840百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数24,000,000株
- ② 発行済株式総数6,694,036株（自己株式5,964株を除く）
- ③ 株主数4,951名（うち、単元株主数4,355名）
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日鉄ステンレス株式会社	832,400	12.4
日本金属取引先持株会	686,400	10.3
株式会社SBI証券	384,656	5.7
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	378,750	5.7
山本知宏	204,200	3.1
株式会社アドバネクス	102,500	1.5
大田昭彦	100,000	1.5
ASADA株式会社	100,000	1.5
株式会社みずほ銀行	100,000	1.5
富国生命保険相互会社	90,400	1.4

(注) 1. 持株比率は自己株式（5,964株）を控除して計算しております。
2. 日鉄ステンレス株式会社は、2025年4月1日付で日本製鉄株式会社に吸収合併されております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	下 川 康 志	
取 締 役 社 長		
専 務 取 締 役	原 田 喜 弘	生産本部長
専 務 取 締 役	山 下 匡 史	開発・営業本部長、開発・営業本部開発部門長
常 務 取 締 役	長谷川 伸 一	管理本部長、管理本部管理部門長
常 務 取 締 役	山 崎 修	技術本部長
取 締 役	小 川 和 洋	小川和洋会計事務所代表
取 締 役	永 塚 良 知	日章鉄螺株式会社社外監査役、サンユー建設株式会社社外取締役、光和総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役	假 屋 ゆう子	関東電化工業株式会社社外取締役、株式会社Welby社外取締役（監査等委員）
監 査 役（常勤）	進 藤 紀 充	
監 査 役	砂 山 晃 一	株式会社ビックカメラ社外取締役（監査等委員）
監 査 役	浦 上 純一郎	日鉄ステンレス株式会社財務部財務室長

- (注) 1. 取締役小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
3. 監査役砂山晃一及び浦上純一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役砂山晃一氏は、株式会社みずほ銀行及びその前身の株式会社富士銀行において銀行業務に約30年間携わり、株式会社みずほ銀行執行役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
5. 取締役小川和洋氏は、2025年3月28日付で株式会社ハナツアーージャパンの社外監査役を退任いたしました。
6. 取締役永塚良知氏は、2025年3月27日付でオンコリスバイオフファーマ株式会社の社外監査役を退任いたしました。
7. 監査役浦上純一郎氏の重要な兼職先であります日鉄ステンレス株式会社は、2025年4月1日付で日本製鉄株式会社に吸収合併されております。
8. 監査役浦上純一郎氏は、2025年3月31日をもって辞任いたしました。また、補欠監査役であります亀原一晃氏が、2025年4月1日付で社外監査役に就任しております。

9. 2025年4月1日付で取締役の地位及び担当に異動があり、以下のとおりとなりました。

(下線は変更部分)

地 位	氏 名	担 当
代表取締役 取締役社長	下 川 康 志	管理本部長
専務取締役	原 田 喜 弘	製販本部長
取 締 役	山 下 匡 史	
取 締 役	長谷川 伸 一	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏並びに監査役砂山晃一及び浦上純一郎の両氏は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、保険料の10%を被保険者が等分負担し90%を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要については、基本報酬と業績報酬により構成され、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。

基本報酬については、金銭による月例の固定報酬とし、職責を反映させるため、役位により基準額を決定しております。業績報酬については、当事業年度に係る支給はございませんが、1株当たり配当金50円以上を配当性向40%以下で達成した場合に、各期の最終利益の5%を目途に各取締役の基本報酬額に比例配分して算定された額の12分割した額を、金銭により1年にわたり毎月支給することとしております。また、基本報酬と業績報酬における支給割合は、職責、役位、業績等を総合的に勘案して設定いたします。また、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。なお、決定方針につきましては、取締役社長及び担当取締役作成による原案に基づき、取締役会における決議を経て決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第82期定時株主総会において、月額2千5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第97期定時株主総会において、月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長下川康志が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、担当取締役が作成した原案の決裁であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等を総合的に勘案するには取締役社長が最も適しているからであります。また、基本報酬は役位により、業績報酬は指標により算定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	126 (14)	126 (14)	—	—	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20 (6)	20 (6)	—	—	3 (2)

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 小川和洋氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

小川和洋会計事務所及び株式会社ハナツアー・ジャパンと当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94.1％）出席し、必要に応じ、公認会計士及び他社社外監査役として有する豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士及び他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した客観的立場から、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。

② 社外取締役 永塚良知氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

日章鋳螺株式会社、サンユー建設株式会社及びオンコリスバイオファーマ株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、当社グループは永塚氏がパートナー弁護士を務める光和総合法律事務所に所属する別の弁護士より必要に応じ法律上のアドバイスを受けておりますが、その取引額は僅少（年額180万円）であり、当社が定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94.1％）出席し、必要に応じ、弁護士及び他社社外取締役として有する豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士及び他社社外取締役として有する豊富な知見に基づき、独立した客観的立場から、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。

③ 社外取締役 假屋ゆう子氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

関東電化工業株式会社及び株式会社Welbyと当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100.0％）出席し、必要に応じ、一般事業会社経営者として培った豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

他社で培われた経営全般に関する豊富な知見に基づき、独立した客観的立場から、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。

④ 社外監査役 砂山晃一氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

株式会社ビックカメラと当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100.0％）、監査役会19回のうち19回（100.0％）出席し、必要に応じ、銀行業務経験者及び他社社外取締役として有する豊富な知見から適宜発言を行っております。

⑤ 社外監査役 浦上純一郎氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

日鉄ステンレス株式会社（現 日本製鉄株式会社）は、当社の大株主であり、当社は同社から原材料の一部を複数の商社を経由して仕入れております。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100.0％）、監査役会19回のうち19回（100.0％）出席し、必要に応じ、他社の重要な使用人として有する豊富な知見から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

4千6百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

4千6百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が、2百万円あります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、当事業年度の会計監査人の報酬等の額について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などの検討を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条に基づき審議のうえ、同意を行っています。

(5) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社の都合によるほか、会計監査人に法令違反や公序良俗に反する行為等があり、会計監査人が継続してその職責を全うすることにつき疑義が生じた場合は、監査役会にて解任又は不再任とすることを審議いたします。監査役会は、解任又は不再任とすることを決定した場合は、経営執行部門を通じて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、また以下の評価から会計監査の適正性及び信頼性に疑義があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

- ① 監査品質の問題がないか
- ② 監査品質を維持向上させる体制が整っているか
- ③ 会計監査人として処分を受けていないか
- ④ 監査時間と報酬が被監査会社の規模・リスクの状況と照らして合理的か
- ⑤ その他監査業務の遂行上で支障をきたす事象がないか

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(7) 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.及びNIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会におきまして業務の適正を確保するための体制を以下のとおり定め、効果的なシステムの構築を目指し活動を行っております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 取締役会は法令遵守マニュアル整備の統括並びに職務執行に伴う法令・定款の遵守状況の検証及びより良い遵守体制の整備を行う代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
 - 2) 各取締役は執行する職務が法令遵守マニュアル及び定款と照らして適法性・妥当性に疑義がないことを確認したのち当該職務を執行する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制構築に関する基本方針

取締役会は取締役の職務を①取締役会にて執行を報告すべき事項、②稟議により処理すべき事項、③前両者に属しない事項で文書（紙文書によるもの又は電磁的文書によるもの。以下、同じ。）に記録し保存すべき職務の三項目に区分し以下の取扱いを行う。

 - ①に関する事項は、法令及び取締役会規則に従い議事録に記載し、法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
 - ②に関する事項は、稟議規程に従い稟議された文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
 - ③に関する事項は、部門業務規程類を各取締役が整備し、①及び②に該当しない事項で部門業務規程類に基づく業務の執行に関する文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制構築に関する基本方針
 - 1) 各取締役は業務遂行に際し想定されうる損失の危険の洗い出しを実施し、取締役会にて全社的な損失の危険の存在に係る情報を共有する。
 - 2) 各取締役は共有する損失の危険を極小化するための規程類の整備を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 企業理念・経営方針を基盤として策定する経営計画及び年度経営計画に基づく職務の遂行にあたり、各取締役は実行組織をして目標達成に努めさせ、毎月1回以上開催する取締役会で、また取締役会のもとに設置し原則毎月2回開催する執行役員会にて必要に応じて、定期的に進捗状況ほか共有すべき情報の報告を行う。
 - 2) 業務執行の統制については取締役会規則に定める事項及びその付議基準を遵守し、議題に関する十分な資料が配付される体制を構築する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 使用人が法令遵守マニュアル及び定款に従い職務執行する体制を強化するために、取締役会はコンプライアンス担当取締役を任命する。
 - 2) 各コンプライアンス担当取締役はコンプライアンス委員としてコンプライアンス委員会に所属し、取締役会及び監査役への法令・定款遵守状況の報告体制の確立並びに業務執行部門への法令遵守マニュアルの整備及び法令遵守体制整備指導命令の責任を連帯して持つ。
 - 3) 各コンプライアンス担当取締役は、使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の周知と充実を図る。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 当社の取締役又は重要な使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しその経営に参画することで個々の子会社の業務の適正性確保に努める。
 - 2) 国内の子会社については毎月1回以上、各社経営者に業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
 - 3) 国外の子会社については毎月1回以上、各社経営者に営業に関する計数の状況報告書を提出させ、また毎年1回以上業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項に関する基本方針
 - 1) 常時1名は業務執行系統から独立した使用人を監査役の職務を補助すべき者として配置する。
 - 2) 実効ある監査体制確立のために、監査役より補助すべき使用人設置（増員）を求められた場合は、特段の事情がない限りその求めに応じることとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 業務執行系統から独立した部署として監査役室を設置し、当該使用人はそこに所属させる。
 - 2) 当該使用人は監査役以外の会社機関からいかなる指示命令にも服させないことを代表取締役は保証する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の必要な報告及び情報の提供を行う。

 - ① 当社の内部統制システム運用に関する部門の活動状況
 - ② 内部監査部門の活動状況

- ③ 業績及び業績見通しの発表内容その他証券取引所等への適時開示書類の内容
 - ④ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑤ 稟議書及び監査役より請求された会議議事録の回覧・配付
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役と各監査役との定期的な会合を持ち意見交換を行い、意思の円滑な疎通に努める。
 - 2) 常勤の監査役には執行役員会、経営戦略会議その他の重要な会議への出席を要請するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を回覧し、必要に応じ或いは要望に応じて取締役又は使用人から説明を行う。
 - 3) 監査役監査制度との有機的な結びつきを深めるべく内部監査制度の充実を図り監査体制の充実に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、取締役会を17回、監査役会を19回、「コンプライアンス委員会」を3回開催いたしました。取締役会では、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を3名選任しております。

子会社については、「関連会社管理規程」に基づき、株主総会付議事項や事業計画などについて管理本部長の決裁を義務付け、当社内部統制部門による内部監査を行い、また、月1回の「関係会社月次報告会」、年2回の「関係会社社長会」で必要事項の通知や情報交換を行い、適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役社長及び他の取締役、内部統制部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換を含め連携を図っております。常勤の監査役については、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会など重要な会議に出席し、必要な場合には意見を述べております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、当社といたしましては、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える関係者との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。この取り組みは、上記1. の基本方針の実現に資するものと考えております。

「第11次経営計画」等による企業価値向上への取り組み

当社では、「日本金属グループは、圧延事業とその加工品事業を中核に、新しい価値の創造を推進し、広く社会に貢献します。」を企業理念とし、この理念のもと、当社の原点である圧延技術と加工技術を極め、圧倒的な差別化を実現する商品の開発・事業化を進めるために、2020年度から、「『人と地球にやさしい新たな価値を共創するMulti & Hybrid Material企業』～多種多様な素材を圧延・複合成形することで、最終製品に要求される性能を素材で実現し人と地球の未来に貢献します。～」をビジョンに掲げ、

1. リレーションシップの深化
2. 製造力の強化
3. 次世代成長製品の事業化
4. 独自技術による将来を見据えた商品開発
5. 活力ある職場づくりと人材強化

を基本方針とする第11次経営計画を策定し実行しております。

第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」は、この先、技術の進化が劇的に加速し様々なことが急速に変化していくことが予測される中、10年後、さらにその先の変化に備え、そこで必要とされる新たなニーズに答え得る「ものづくり」の体制を構築するために10ヵ年の計画としております。

この計画に基づき、将来の新たなニーズに対応する新技術・新製品を主力とした事業構造への変革や、成長市場を捉えた新規事業化を推進するとともに、全てのお客様、取引先並びに当社グループ会社とのリレーションシップを深化させていくことで、さらなる成長を目指してまいります。

今後も当社におきましては、中長期的視点に立ち、企業価値の拡大に向け活動してまいります。また、事業活動の遂行にあたりましては、全てのステークホルダーから信頼される企業として、株主価値の向上に努めてまいります。

3. 不適切な者による支配防止の取り組み

当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等の関係者との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であると考えます。これら当社の事業特性に関する十分な理解なくして、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできないものと思われます。突然大規模買付行為がなされたときに、株主の皆様が短期間の内に買付に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

そこで当社取締役会は、議決権割合を20%以上とすることを目的とする大規模買付行為を行おうとする者は、事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を取締役会に提供するとともに、それを受けて取締役会としての意見を形成し、必要に応じて大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示を行うための期間を経たうえで当該行為を行うこととするルールを策定いたしました。このルールが守られない場合や基本方針に照らして不適切な支配により企業価値を損なうおそれがあると判断される場合は対抗措置を講じることのできる「当社株式の大規模買付行為への対応策」を2007年3月7日開催の取締役会にて導入し、直近では、2022年6月29日開催の定時株主総会におきまして、対応策の期限を本定時株主総会まで継続することをご承認いただいております。その詳細につきましては、2022年5月25日付にて「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表し、この開示資料全文を当社ウェブサイトに掲示しております。(URL <https://www.nipponkinzoku.co.jp>)

4. 上記「3.」の取り組みに関する取締役会の判断

取締役会は、上記取り組みは、中長期的に企業価値を向上させる者への経営参画を妨げるものではなく、不適切な者による会社支配を防止することで、株主の皆様を始めとする関係者の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿っていると判断しております。また、取締役会の恣意的な判断を防止するために、対抗策の発動にあたりましては要件を限定したうえで、業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役等で構成する独立委員会に発動の是非を諮問し、その結果を最大限尊重したうえで行うものとしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針（会社法第459条第1項の規定による定款第36条の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針）

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な利益の還元を行うことを基本とし、業績や経済情勢などを勘案し、収益の向上、財務体質の強化を図るとともに、安定的な配当水準の維持に努めております。

当期の期末配当に関しましては、「1. 企業集団の現況 (1)事業の経過及びその成果」で申しあげましたとおり、固定資産売却益を特別利益に計上したことなどにより利益計上できたものの、事業による営業損益の悪化に対する運転資金の手当てや新規事業に対する投資等の資金に備えるため、誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

(注) 本事業報告中に記載されている親会社株主に帰属する1株当たり当期純利益、平均年令及び平均勤続年数は表示単位未満の端数を四捨五入して表示し、その他の金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

また、比率については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,693	流動負債	28,987
現金及び預金	12,013	支払手形及び買掛金	8,079
受取手形及び売掛金	6,472	電子記録債務	3,767
電子記録債権	6,201	短期借入金	14,150
商品及び製品	6,875	リース債務	111
仕掛品	4,856	未払法人税等	140
原材料及び貯蔵品	1,678	賞与引当金	278
その他の	597	製品保証引当金	43
貸倒引当金	△1	その他	2,415
固定資産	31,204	固定負債	13,053
有形固定資産	27,368	長期借入金	6,930
建物及び構築物	3,573	リース債務	315
機械装置及び運搬具	10,124	繰延税金負債	142
土地	13,100	再評価に係る繰延税金負債	3,129
建設仮勘定	57	退職給付に係る負債	2,450
その他	511	環境対策引当金	41
		資産除去債務	41
		その他	0
無形固定資産	106	負債合計	42,040
投資その他の資産	3,729	(純資産の部)	
投資有価証券	2,881	株主資本	19,664
長期貸付金	5	資本	6,857
繰延税金資産	474	資本剰余金	986
その他の	400	利益剰余金	11,831
貸倒引当金	△32	自己株式	△10
		その他の包括利益累計額	8,191
		その他有価証券評価差額金	1,343
		土地再評価差額金	5,988
		為替換算調整勘定	1,064
		退職給付に係る調整累計額	△204
資産合計	69,897	純資産合計	27,856
		負債・純資産合計	69,897

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			51,298
売上原価			46,151
売上総利益			5,147
販売費及び一般管理費			5,337
営業損益			189
営業外収益			
受取利息及び配当金	116		
受取賃貸料	36		
スクラップ売却収入	37		
その他の	68		258
営業外費用			
支払利息	255		
賃貸費用	14		
為替差損	216		
その他の	57		543
経常損益			474
特別利益			
固定資産売却益	1,822		
投資有価証券売却益	175		1,998
特別損失			
固定資産除却損	68		
減損損失	94		163
税金等調整前当期純利益			1,360
法人税、住民税及び事業税	339		
法人税等調整額	317		657
当期純利益			703
親会社株主に帰属する当期純利益			703

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,164	流動負債	23,582
現金及び預金	7,479	支払手形	201
受取手形	557	買掛金	6,951
売掛金	3,977	電子記録債権	2,736
子記録債権	5,482	短期借入金	6,430
製造仕掛品	2,753	1年内返済予定の長期借入金	4,760
仕掛品	4,782	リース負債	92
原材料及び貯蔵品	1,592	未払金	685
前払費用	153	未払費用	144
その他	384	預り金	30
		賞与引当金	187
		製品保証引当金	43
		その他	1,319
固定資産	28,831	固定負債	11,871
有形固定資産	25,152	長期借入金	6,900
建物	3,146	リース負債	264
構築物	186	再評価に係る繰延税金負債	3,129
機械及び装置	9,885	退職給付引当金	1,431
車両及び運搬具	25	環境対策引当金	41
工具器具及び備品	406	資産除却負債	39
土地	11,444	その他	63
建設仮勘定	57	負債合計	35,453
		(純資産の部)	
無形固定資産	88	株主資本	13,738
ソフトウェア	82	資本	6,857
その他	6	資本剰余金	986
		資本準備金	986
投資その他の資産	3,589	利益剰余金	5,905
投資有価証券	1,730	利益準備金	200
関係会社株	798	その他利益剰余金	5,704
出資	47	繰越利益剰余金	5,704
長期貸付金	305	自己株	△10
繰延税金資産	523	評価・換算差額等	6,803
その他の引当金	513	その他有価証券評価差額金	814
貸倒引当金	△328	土地再評価差額金	5,988
資産合計	55,995	純資産合計	20,541
		負債・純資産合計	55,995

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		39,172
売 上 原 価		36,594
売 上 総 利 益		2,578
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,716
営 業 損 失		1,138
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	147	
受 取 賃 貸 料	134	
そ の 他	52	333
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	231	
賃 貸 費 用	65	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	184	
そ の 他	68	548
経 常 損 失		1,353
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,821	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	175	1,997
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	65	
減 損 損 失	94	159
税 引 前 当 期 純 利 益		483
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80	
法 人 税 等 調 整 額	87	167
当 期 純 利 益		316

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

日本金属株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	河 合	秀 敏
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 島	知 治
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金属株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

日 本 金 属 株 式 会 社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	河 合	秀 敏
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 島	知 治
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金属株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

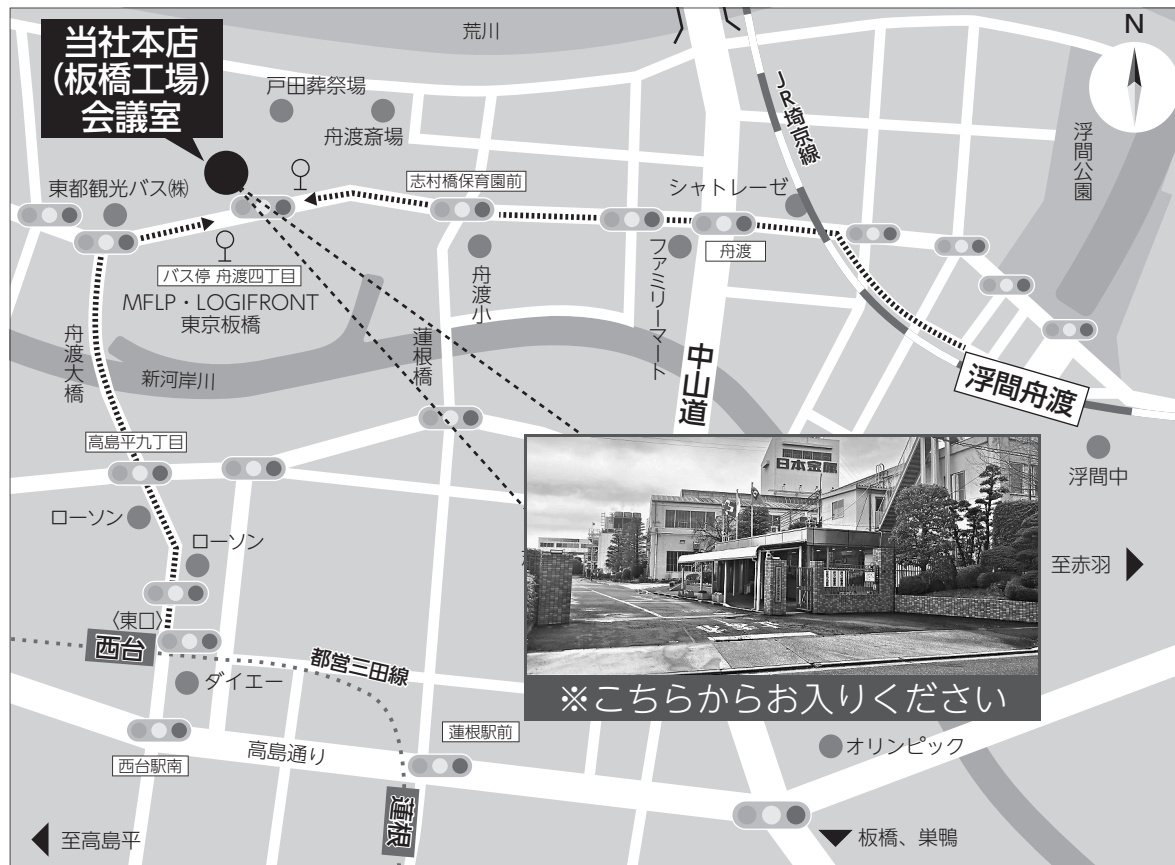
日本金属株式会社	監査役会
常勤監査役	進 藤 紀 充 ㊞
社外監査役	砂 山 晃 一 ㊞
社外監査役	籠 原 一 晃 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

日時 2025年6月27日（金曜日）午前9時30分

会場 東京都板橋区舟渡四丁目10番1号
当社本店（板橋工場）会議室 TEL:03-3968-6300（代表）



交通機関 のご案内

●JR線でお越しの場合

JR埼京線
「浮間舟渡」駅より徒歩20分又はバス6分
「浮間舟渡」駅より東練01系統（「高島平駅」經由「東武練馬駅」行き）乗車、
「舟渡四丁目」下車すぐ

●地下鉄でお越しの場合

都営地下鉄 三田線
「西台」駅東口より徒歩13分

※会場及び近隣には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



<https://www.nipponkinzoku.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。